

札幌第 260 号

令和 3 年（2021 年）4 月 14 日

各児童発達支援事業所 管理者 様
各医療型児童発達支援事業所 管理者 様
各放課後等デイサービス事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

個別サポート加算（Ⅱ）の取扱いについて（情報提供）

平素から、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

このたび、厚生労働省から標記に係る周知依頼がありましたので、下記のとおり情報提供いたします。

つきましては、貴事業所の関係職員に御周知いただくとともに、個別サポート加算（Ⅱ）の取扱いにあたっては、通知の内容について十分にご留意くださいますようお願いいたします。

記

○ 添付資料

- (1) 「個別サポート加算（Ⅱ）の取扱いについて」（令和 3 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）・・・別添 1
- (2) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（抜粋）・・・別添 2
- (3) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（抜粋）・・・別添 3

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
Tel:011-211-2938 Fax:011-218-5181
◆報酬請求に関すること（給付管理係）
E-mail: sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp
◆指導監査に関すること（指導担当係）
E-mail: sidou@city.sapporo.jp